

平成 29 年度消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務 受託候補者審査要領

1 趣旨

この要領は、「消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務に係る公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づいて応募があった提案を審査し、消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務を受託する候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 審査会の設置

上記 1 の受託候補者を選定するために「消費者被害防止啓発キャラクター着ぐるみ制作業務 受託候補者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

3 審査会の構成

- (1) 審査会は別添の委員をもって構成する。
- (2) 審査会の委員長は、くらし安全・消費生活課長とする。また、副委員長は、委員長が別に指名する者をもって充てる。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時に、その職務を代理する。
- (4) 審査会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (5) 審査会において、委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

4 審査方法

審査方法は別に定める。

5 選定の方法

(1) 一次審査

各審査委員の採点点数を合計し、合計得点の高い方から 3 者を選定する。合計得点と同点の者がある場合には、審査委員長の判断により同点者間の順位付けをする。

なお、全審査委員の採点結果において「不可（配点 1）」の採点のあった者は原則として選定しない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

各審査委員の採点点数を合計し、最も合計得点の高い者を受託候補者として選定する。最も合計得点の高いものが複数であった場合には、全審査委員の採点結果において「可（配点 2）」の最も少なかった者を受託候補者として選定する。

一次審査を行わなかった場合は、一次審査の選定方法を二次審査に準用する。

上記によっても受託候補者が決しない場合は、協議の上、委員長が指名する者を受託候補者とする。

なお、受託候補者の合計得点が 180 点に満たない場合は、内容を再検討した提案書を提出させ、再度審査会を開催の上、受託候補者を選定する。

6 選定後の手続き

受託候補者は、建設工事請負人選定委員会（課委員会）での審査を経て、受託者として選定する。

7 審査日程

提案書提出期限

平成 29 年 7 月 28 日（金）

一次審査（書類審査）

平成 29 年 8 月 1 日（火）

※一次審査は、提案書提出者が 5 者以下の場合は実施しない。

二次審査（プレゼンテーション審査）

平成 29 年 8 月 4 日（金）